

薬生衛発 1130 第 3 号  
令和 4 年 11 月 30 日

各省庁契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、  
エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）

令和 4 年 10 月からの最低賃金の引上げにより、最低賃金は全国加重平均で 961 円となり、31 円引き上げられました。また、本年 10 月の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合が前年同月比で 3.6%の上昇、エネルギーが前年同月比で 15.2%の上昇となっています。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等により、すでに締結されている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、各省庁に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和 3 年 1 月 18 日生食発 0118 第 3 号、一部改正令和 3 年 11 月 9 日生食発 1109 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

各省庁におかれては、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、同ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。また、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願いいたします。

参考

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(抄)

平成27年6月10日

改正 令和3年1月18日

### 2 発注関係事務の適切な実施

#### (4) 業務実施段階

(業務履行条件等の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

(略)

また、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。